

議案第 5 3 号

鳥取県行政組織条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県行政組織条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 2 月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

（鳥取県行政組織条例の一部改正）

第 1 条 鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 適正な業務の執行等の確保に関する事項

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(鳥取県監査委員条例の一部改正)

第2条 鳥取県監査委員条例(昭和23年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後

(委員の選任)

第2条 議員のうちから選任する委員の数は、1人とする。

2・3 略

(定期監査の時期)

第3条 略

(現金出納検査の期日)

第4条 略

改 正 前

(委員の定数)

第2条 法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、
5人とする。

(委員の選任)

第3条 議員のうちから選任する委員の数は、2人とする。

2・3 略

(定期監査の時期)

第4条 略

(現金出納検査の期日)

第5条 略

(監査の実施通知)

第5条 略

(監査の実施人数)

第6条 略

(監査の方法)

第7条 略

(決算及び書類等の提出期限)

第8条 略

(審査の期間)

第9条 略

(監査の実施通知)

第6条 略

(監査の実施人数)

第7条 略

(監査の方法)

第8条 略

(決算及び書類等の提出期限)

第9条 略

(審査の期間)

第10条 略

(公表等の方法)

第10条 略

(請願の処理)

第11条 略

(委任)

第12条 略

(公表等の方法)

第11条 略

(請願の処理)

第12条 略

(委任)

第13条 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同月30日から施行する。